

掲出できない業種・事業者

岩手県広告取扱基準 第5（広告掲載を許可する事業者に関する基準）

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。

なお、広告を掲載中において、これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とします。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、岩手県暴力団排除条例(平成 23 年岩手県条例第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する者
- (4) 違法又は不適當な行為により営業停止、営業許可の取消、違法建築物の除去命令などの不利益処分を受けている者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の者
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) その他県有資産を広告媒体とする広告に係る事業者として適當でないと認められる者

※ 県は、事業者が第 2 号に規定する者であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。